



かねやま

お知らせ版



平成27年6月25日発行／第27号

発行／金山町 電話54-5111

編集／総務課総務係

目次

マイマイガによる農作物への被害防止について	1ページ
沼沢湖水まつりに参加しませんか／花壇づくり参加者募集	2ページ
金山町民号／原子力損害にかかる個別相談会	3ページ
子育て世帯臨時特例給付金	4ページ
国民健康保険税の税率変更／からだ楽々教室	5ページ
介護保険料	6ページ
町民登山のお知らせ／かねやま印シール／バス車内事故防止	7ページ
地域ふれあい講習会／放送大学10月生募集	8ページ
診療所だより	9ページ
7月の資源回収	10ページ

マイマイガによる農作物への被害防止について

最近、あぜ道付近で「マイマイガ」の発生が多く見受けられます。昨年よりも早い発生のため、作付け間もない農作物への影響が心配されますので、被害を防ぐためのご協力をお願いします。

(被害例)

- ・水路を流れて、流入口より水田へ侵入し水稻を食害する。
- ・近くの山林から風により水田に飛来し水稻を食害する。
- ・山林が近いので、植え付け間もない野菜の苗などを食害する。 など

(具体的な対策方法)

- あぜ道にすでに「マイマイガ」がいる場合
→ 規定の倍率で希釈したトレボン乳剤を散布後、あぜ道の刈り払いを行う。
- すでに水田内へ「マイマイガ」が侵入している場合
→ 規定の倍率で希釈したトレボン乳剤の散布を行う、また合わせてあぜ道の刈り払いを行っていない場合は刈り払いを行う。
- あぜ道に「マイマイガ」がいない場合
→ あぜ道の刈り払いを行う。
- 農作物への食害が見受けられる場合
→ 規定の倍率で希釈したトレボン乳剤を散布する。

農作物へのマイマイガ被害防除用のトレボン乳剤は JA 会津みどり金山総合支店等で購入できます。薬剤の使用にあたっては、使用上の注意をよくご覧の上、対象とする作物に応じた規定の倍率で希釈して、ご使用ください。

◎問い合わせ／農林振興係 電話54-5321

これまで地区単位で行っていた薬剤散布用の噴霧器（手動式・動力式）の貸出を個人に対して開始します。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

◎噴霧器の問い合わせ／保健福祉係 電話54-5135

「第39回沼沢湖水まつり」に参加しませんか

今年度も沼沢湖水まつりを開催することになりました。

つきましては下記のとおり募集いたしますので、ふるってご応募下さい。

出店者募集

- ◆日 付 8月1日（土）、2日（日）
- ◆出店時間 土曜日：正午～午後9時
日曜日：午前10時～午後4時
- ◆会 場 金山町沼沢湖畔
- ◆申込期限 7月10日（金）

※出店品目については出店会で調整します。

いかだレース参加者募集

- ◆チーム構成 7名で1チームとなります。
- ◆レース日時 8月1日（土） 午後1時～
- ◆表 彰 優 勝 1チーム 妖精の里商品券30,000円分
準優勝 1チーム 妖精の里商品券20,000円分
3 位 1チーム 妖精の里商品券10,000円分
- ◆申込方法 産業課商工観光係までご連絡下さい。申し込み用紙をお送りします。
- ◆申込期限 7月17日（金）※先着10組になり次第締め切ります。

イベント運営ボランティア募集

- ◆日 時 8月1日（土）、2日（日）
- ◆時 間 土曜日：午前8時30分～午後10時
日曜日：午後8時30分～午後5時
- ◆会 場 沼沢湖畔
- ◆内 容 参加型イベント（クラフト体験・魚つかみ等）など、湖水まつり全般のお手伝い
- ◆申込方法 産業課商工観光係までご連絡下さい。申し込み用紙をお送りします。
- ◆申込締切 7月10日（金）

◎申し込み・問い合わせ／商工観光係 電話54-5327

花壇づくり参加者募集

夏の観光シーズンに沼沢湖の駐車場周辺を花でいっぱいにするために、苗の植え付け作業を行います。みなさんのご協力をお願いします。

- ◆日 時 7月3日（金）午前9時より
- ◆集合場所 沼沢湖駐車場・妖精美術館周辺の花壇
- ◆植える苗 マリーゴールド、ペコニア、サルビア、にちにち草
- ◆そ の 他 移植ベラや手袋はご持参下さい。
初めて参加された方にはスタッフエプロンを差し上げます。
※申込は必要ありませんので集合場所においでください。

◎問い合わせ／商工観光係 電話54-5327

「金山町民号」で山形県庄内の旅へ出かけませんか！

今年も JR 東日本の企画で“金山町民号～お座敷列車で行く湯野浜温泉の旅～”（山形県庄内）が実施されます。

多くの町民の方にご参加いただくため、参加者へ現金 13,000 円の補助を行います。

お申し込みは JR 会津川口駅のほか復興政策課でも受け付けています。なお、申込期限内でも定員になり次第締め切らせていただくことがございます。定員まで残りわずかとなっておりますので、参加をご希望の方はお早めにお申し込みください。

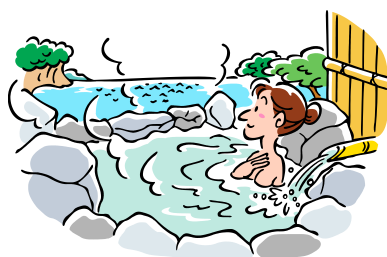
出発日 7 月 11 日（土）

旅行代金 37,000 円

宿泊先 湯野浜温泉 「亀や」

申込期限 7 月 1 日（水）

主な見学場所 加茂水族館、出羽の雪酒造、さかた海鮮市場 など



世界一の「くらげ」の水族館

◎問い合わせ／復興政策係 電話 54-5203

原子力損害にかかる「個別相談会」

福島第一原子力発電所事故による法人及び個人事業主が被った風評被害等による損害に対する賠償の仕組みや具体的な手続きについての「個別相談会」を開催します。

◇対 象 本件事故による風評被害で損害を受けられた町内で事業を営む観光業、
商工業、サービス業、農林業等の事業主・関係者 の方

◇日 程 7 月 14 日（火） 午前 11 時～午後 3 時

◇場 所 金山町老人福祉センター（ゆうゆう館）

○予約専用電話番号 0242-24-0710（会津若松補償センター）

○予約受付時間 午前 9 時～午後 4 時（土日を除く開催日の前日午後 4 時まで）

※上記予定日でも事前予約がない場合は、相談窓口を開設しませんので御注意ください。

◎問い合わせ／東京電力（株）福島補償相談室

電話 0120-926-404

子育て世帯臨時特例給付金の申請を忘れずに

子育て世帯臨時特例給付金とは

消費税率の引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、給付されるものです。

支給要件

支給
対象者

平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

※特例給付(児童を養育している方の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

支給額

対象児童1人につき**3,000円**

基準日

平成27年5月31日

申請方法

申請先

金山町役場 住民課 保健福祉係

平成27年6月分の児童手当を金山町から受給される方が対象です。

※公務員の方は、基準日(平成27年5月31日)時点で住民票が金山町にある方が対象です。(勤務先から申請書が配布されます。記入内容等はそちらをご確認ください。)

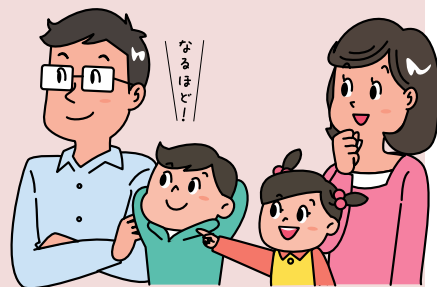
申請期間

平成27年6月10日(水)～9月10日(木)

提出書類

申請書

(対象と思われる方(公務員を除く)には、児童手当の現況届とあわせて、すでに申請書を送付しています。詳しい記入方法はそちらをご確認ください。)



問い合わせ

申請方法 に関するお問い合わせ

金山町役場 住民課 保健福祉係

TEL **0241-54-5135**

制度 に関するお問い合わせ

厚生労働省専用ダイヤル

TEL **0570-037-192**

○「臨時福祉給付金」については、詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

臨時福祉給付金(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず最寄りの駐在所、警察署
(または警察相談専用電話[#9110])にご連絡ください。

平成 27 年度 国民健康保険税の 税率が変わりました

◎問い合わせ

金山町役場 住民課

★給付に関すること

【保健福祉係】 5 4 - 5 1 3 5

★保険料に関すること

【住民税務係】 5 4 - 5 1 2 1

今年度、金山町では下記のとおり国民健康保険税を改定します。

平成27年度からの新しい税率

区分	医療保険分		後期高齢者支援分		介護保険分	
	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度
所得割	4.55%	4.55%	2%	2%	2%	2%
資産割	20%	➡ 19%	10.84%	➡ 9.84%	10%	➡ 9%
均等割(1 人)	18,000 円	➡ 18,300 円	8,400 円	➡ 8,700 円	10,000 円	➡ 10,200 円
平等割(世帯)	16,000 円	16,000 円	6,900 円	6,900 円	7,000 円	7,000 円

賦課限度額	510,000 円	520,000 円	160,000 円	170,000 円	140,000 円	160,000 円
-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

※平成 27 年度の納税通知書と税額決定通知書は 7 月上旬に送付する予定です。

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減拡大

世帯の総所得金額が、次の基準以下の世帯は「均等割」と「平等割」が軽減されます。(世帯主の所得については、国民健康保険の加入・未加入にかかわらず判定の対象になります)

軽減割合	軽減対象となる所得の基準
7 割	世帯の所得が 33 万円以下
5 割	世帯の所得が 33 万円 + (26 万円 × 被保険者数) 以下
2 割	世帯の所得が 33 万円 + (47 万円 × 被保険者数) 以下

からだ楽々教室～しなやかな★からだづくり～ 参加者募集

自宅でできるからだのケアやトレーニングの方法を学ぶ教室です。



中川 (ゆうゆう館)	横田公民館
7 月 2 7 日 (月)	7 月 2 4 日 (金)
9 : 3 0 ~ 1 1 : 0 0	9 : 3 0 ~ 1 1 : 0 0



※持ち物 : 参加費は 1 5 0 円、健康手帳 (ない方はこちらで配布いたします)

※講 師 : 島田 一郎 先生

※内 容 : 6 月から 1 0 月はストレッチを行っています。

◎問い合わせ / 保健福祉係 5 4 - 5 1 3 5

平成 27 年度から介護保険料が変わりました

現状と今後の見通し

金山町の介護や支援を必要とする方は、高齢化の進展にともなって増加する傾向にあり、介護保険に要する費用も増大すると予想されます。これらに対応するため、町では３年ごとに介護保険の事業内容や保険料額を見直すこととなっています。

新しい保険料額

平成 27 年度から平成 29 年度までの３年間、次の段階に応じた介護保険料となります。

対 象 者	保険料額（年額）			
	平成 26 年度まで（旧）		平成 27 年度から（新）	
生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	第 1 段階	25,600 円	第 1 段階	※32,400 円 (36,000 円)
	第 2 段階	32,000 円		
世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入等が 80 万円超、120 万円以下	第 3 段階	40,700 円	第 2 段階	50,400 円
世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入等が 120 万円超える人			第 3 段階	54,000 円
本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等 80 万円未満	第 4 段階 （基準）	58,200 円	第 4 段階	64,800 円
本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等 80 万円超			第 5 段階 （基準）	72,000 円
市町村民税が課税されている人で、本人の前年合計所得金額が 120 万円未満	第 5 段階 (45 万未満)	67,000 円	第 6 段階	86,400 円
市町村民税が課税されている人で、本人の前年合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満	第 6 段階 (45 万～190 万未満)	82,700 円	第 7 段階	97,200 円
市町村民税が課税されている人で、本人の前年合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満	第 7 段階	105,900 円	第 8 段階	115,200 円
市町村民税が課税されている人で、本人の前年合計所得金額が 290 万円以上			第 9 段階	129,600 円
	1 人あたり	4,850 円／1 カ月	1 人あたり	6,000 円／1 カ月

※第 1 段階の方の保険料は、低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして公費負担が行われることにより、被保険者本人が負担する金額は年額 32,400 円に軽減されます。なお、低所得者（第 1～第 3 段階）の保険料負担軽減については、今後さらに拡充される予定となっています。

お問い合わせ・・・金山町役場 住民課

★介護サービスに関すること 【保健福祉係】 0241-54-5135

★介護保険料に関すること 【住民税務係】 0241-54-5121

第30回町民登山のお知らせ

毎年多くの方にご参加いただいている町民登山も、今年で30回を迎えます。

小学生の方から高齢者の方まで、幅広い世代の方を対象にした、楽しい山登りです。今年も多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

と き	平成27年7月26日(日)
と ころ	新潟県阿賀野市 五頭山
交通機関	バス利用
参加料金	大人 1,000円 中学生以下 500円
申込期限	7月15日(水)まで
申 込 先	金山町中央公民館 電話 54-5361
そ の 他	詳細については、後ほど参加者にお知らせします。



◎問い合わせ／中央公民館 電話54-5361

金山町の特産品に「かねやま印」のシールを貼りませんか？

金山町の特産品をPRするかねやま印のシールを作成しました。

金山町の商品にこのシールを貼って、金山町のPRをしませんか？



ご希望の事業者の方はご連絡ください。なお、数に限りがありますのでご了承ください。

◎問い合わせ／復興政策係 電話54-5203

バスの車内事故防止についてのお願い

7月は走行中のバス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施します。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬケガをする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち願います。

バスの車内事故防止に皆さまのご理解とご協力をお願いします。

東北運輸局福島運輸支局・福島県バス協会

第 1 回 地域ふれあい講習会開催！

健康増進・介護予防の知識と技術を習得し、自分のために家族のために、そして地域のために学びませんか？

日 時 平成 27 年 7 月 6 日（月） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

場 所 老人福祉センター「ゆうゆう館」

内 容 救急講習会

日常生活で起こりうる傷・骨折・やけど・熱中症などの応急手当

受講料 無 料

申込み場所 金山町社会福祉協議会 電話 55-3336

申込み締切 7 月 1 日（水）

そ の 他 動きやすい服装でおいでください。

消防署の方を講師にお迎えします。



◎問い合わせ/金山町社会福祉協議会 電話 55-3336 まで

放送大学 10 月生募集のお知らせ

放送大学では、平成 27 年度第 2 学期（10 月入学）の学生を募集しています。

放送大学はテレビ等の放送やインターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。
働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

出願期間は第 1 回は 8 月 31 日（月）まで、第 2 回は 9 月 20 日（日）までです。

資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学福島学習センターまでご請求下さい。
放送大学ホームページでも受け付けております。

◎資料請求・問い合わせ

放送大学福島学習センター 電話 024-921-7471

放送大学ホームページ <http://www.ouj.ac.jp>

診療所だより

7月の診療体制

本所外来担当

平成27年6月25日

曜	午 前	午 後
月	押 部 先生	午後4時まで休診（かねやまホーム出張診療） 午後4時～5時 本所診療（押部先生）
火	押 部 先生	宮下病院医師（※）
水	押 部 先生	宮下病院医師（※）
木	押 部 先生	^{にれい} 楡井 東 先生・根本 鉄太郎先生 （会津医療センター医師・隔週交代）
金	宮 下 病 院 医 師（※）	
	検査～かねやまホーム出張診療（押部先生）	

※宮下病院医師は、愛澤正人先生、佐藤悠先生、牧匠先生が交代で診察。

- ◆月曜日の午後1時～4時頃までは、かねやまホーム診療のため、休診になりますのでご注意願います。
- ◆健診や予防注射が予定されている場合は、終了までお待ちいただきます。

沼沢出張診療所

- ☺ 毎週 水曜日
- ☺ 午後1:00～2:30
（午後2時までに受付をお願いします）
- ☺ 担当医：押部先生
- 電話 55－3251

横田出張診療所

- ☺ 毎週 火曜日・木曜日
- ☺ 午後1:00～3:30
（午後3時までに受付をお願いします）
- ☺ 担当医：押部先生
- 電話 56－4242

歯科診療案内

- ☺ 月～金 午前9:00～12:00 午後1:00～5:00（午後4時半までに受付をお願いします）
- ☺ 担当医：市川先生（歯科窓口での受付のほかに、電話による予約も行っています。）

金山町国民健康保険診療所 電話 54－2031

7月の資源回収

町内全域

月 日	種 類
7月1日（水）	プラスチック容器包装 
4日（土）	ダンボール
9日（木）	ペットボトル 
11日（土）	紙類 
15日（水）	プラスチック容器包装 

川口・沼沢地区のみ

月 日	種 類
7月15日（水）	缶類 
22日（水）	びん類・不燃ごみ

西谷・本名・横田地区のみ

月 日	種 類
7月 1日（水）	缶類 
8日（水）	びん類・不燃ごみ

粗大ごみ収集日 7月16日（木）

※粗大ごみの収集は出された量によっては、2日間になることがありますので、ご了承ください。

※ストーブなどの暖房器具は燃料を空にし、乾電池ははずしてください。

問い合わせ／保健福祉係・電話54－5135